

履歴事項全部証明書

東京都港区赤坂四丁目9番25号
株式会社イクヨ

会社法人等番号	0210-01-023731
商号	株式会社イクヨ
本店	東京都港区赤坂四丁目9番25号
電子提供措置に関する規定	当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
公告をする方法	電子公告とする。 https://www.ikuyo194.co.jp ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。
会社成立の年月日	昭和22年5月10日
目的	当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。 1. ゴム製品、合成樹脂製品、金型その他工業製品の製造、加工および販売 2. 不動産の売買・斡旋 3. 産業廃棄物の再生処理業及び再生加工業 4. 投資業務 5. 企業経営、資産運用、知的財産、資本政策、M&A等に関するコンサルティング、アドバイザー、マーケティングリサーチ、業務委託および仲介・斡旋業務 6. 食料品、飲料、酒類、医薬品、衣料品、家庭用品、日用雑貨用品、化粧品、玩具、電気製品等の輸出・輸入、並びに卸売、小売等の販売、貿易業務 7. 古物の輸出入、卸売及び販売 8. 木材、竹、石材、鉱石、石炭、木炭、鉄鋼材、非鉄金属材料、合成樹脂、砂、セメント、紙、ガラス、化学製品、工業用材料その他各種資材の輸出入、販売、加工およびこれらに関連する事業 9. 資源の有効な利用の促進に関する法律その他関連法令に基づく指定再資源化製品の回収・再資源化事業 10. EV重機、建設機械、自動車関連部品、スマートデバイス、資源・環境資材、難燃剤、機能建材、石油製品、高機能素材、機能化学品、合成樹脂、電池材料、炭素製品、難燃助剤等の輸出入、販売およびリース業務 11. 広告業、広告代理業及びマーケティング業務 12. 持株会社としてのグループ経営の統括およびその子会社の経営管理 13. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務 14. 自動車、二輪車および中古自動車の販売、リース、修理、整備、カスタマイズ、板金塗装、輸出入ならびにそれらに関する部品・用品・関連機

	器の企画、販売およびリース業務 15. 自動車の運転者および車両管理者の派遣、自動車運転代行業、一般貨物自動車運送事業、ハイヤー・タクシーの業務、カーシェアリングおよびレンタカー事業 16. 各種ロボットの設計、開発、製造、輸出入、販売およびリース業務 17. 人工知能及び人工知能関連技術の研究、開発及びこれに関するサービスの企画、開発、運営 18. 再生可能エネルギー、水素に関する事業 19. 暗号資産、暗号資産交換業の運営及び資金移動業の運営に関するシステムの企画、開発、制作及び販売 20. 暗号資産の企画、開発、発行、売買、仲介、斡旋及び管理 21. 暗号資産のマイニング及びブロックチェーンの検証又は認証 22. 暗号資産及びブロックチェーンに関するプラットフォーム、アプリケーションの企画、開発、制作、プロモーション、販売、運営、使用許諾及び保守 23. 投資事業有限責任組合その他投資を目的とする組合その他のファンドの組成、管理及び運営 24. 金銭の貸付け、債務の保証及び引受け、各種債権の売買並びにその他の金融業 25. 上記に附帯する一切の行為	
単元株式数	100株	
発行可能株式総数	6000万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2938万5000株	
資本金の額	金47億4901万8000円	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部	
役員に関する事項	取締役 二之湯 智	令和 7年 6月26日重任
	取締役 孫 峰	令和 7年 6月26日重任
	取締役 林 哲 洋	令和 7年 6月26日重任

	取締役 鈴木里沙（高橋里沙）	令和 7年 6月26日重任
	取締役 松 本 博	令和 7年 6月26日重任
	取締役 飯 野 英 明	令和 7年 6月26日就任
	取締役 西直子（塩見直子）	令和 8年 1月28日就任
	東京都世田谷区成城四丁目12番10号 代表取締役 孫 峰	令和 7年 6月26日重任
	監査役 岩 瀬 誠	令和 6年 6月26日就任
	監査役 藤 浪 正 暁 (社外監査役)	令和 6年 6月26日就任
	監査役 高 津 稔 (社外監査役)	令和 6年 6月26日就任
	会計監査人 あ お い 監 査 法 人	令和 7年 6月26日就任
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。	
新株予約権	株式会社イクヨ第1回新株予約権	

	新株予約権の数 1000個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式100万株 (1) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1000株とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 (2) 当社が「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第2項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権1個につき金1万344円 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 (1) 本新株予約権の行使に際し出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、339.8円とする。 2. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 ① 時価(本項第(4)号②に定める「時価」という。以下第(2)号において同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)
--	---

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割により普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第（2）号①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第（2）号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

(調整前行使価額 調整前行使価額により当該
－調整後行使価額) × 期間内に交付された株式数

株式数 = $\frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) その他

- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月

	前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号③の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる普通株式数を含まないものとする。 (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。 ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 新株予約権を行使することができる期間 2025年2月18日から2028年1月31日までの期間とする。 新株予約権の行使の条件 本新株予約権の1個未満の行使はできない。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の発行価額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的方法により行うものとする。
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	令和8年4月1日神奈川県厚木市上依知3019番地から本店移転 令和 8年 4月27日登記



東京都港区赤坂四丁目9番25号
株式会社イクヨ

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(東京法務局港出張所管轄)

令和 8年 5月14日

東京法務局港出張所
登記官

矢 島 光

